

議案第10号

新居浜市重量挙練習場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市重量挙練習場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市重量挙練習場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市重量挙練習場設置及び管理条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新居浜市徳常町4番6号」を「新居浜市東雲町一丁目1番25号」に改める。

第3条第2項中「練習場」を「重量挙練習場」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

新居浜市重量挙練習場の移転に伴い、当該練習場の位置を変更するため、本案を提出

する。